

第 1 2 章 地球温暖化対策

第 1 節 佐倉市地球温暖化対策地域推進計画の概要

地球温暖化を防止するための京都議定書が平成 17 (2005) 年に発効し、国だけでなく、地域の取り組み(温室効果ガスの削減)が求められました。

こうした状況を踏まえ、市としても地域に根ざした温暖化に対する対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 20 (2008) 年 3 月に「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

1. 計画策定の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)に基づき、京都議定書目標達成計画を勘案し、佐倉市の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定するものです。

2. 計画の対象期間

平成 2 (1990) 年を基準年とし、平成 20 (2008) 年度から平成 29 (2017) 年度までの 10 年間を計画期間としています。

3. 計画の対象地域と取り組み主体

計画の対象地域は、佐倉市全域とします。

取り組みの主体は、市民、事業者、市の三者とし、それぞれの主体の協働により計画を推進していきます。

～計画の方針～

佐倉の豊かな水と緑の恩恵を次世代に残していくためにも、市民・事業者・市が一丸となって地球温暖化の防止に向かって挑戦していこう

4. 二酸化炭素排出量の削減目標及び具体的な取り組み

中間目標年度平成 24 (2012) 年度を目途に、佐倉市の 60%以上の世帯においてエコライフ行動が認識・実践されるまちをつくり、平成 17 (2005) 年度の排出量を超えないようにすることを目標としています。

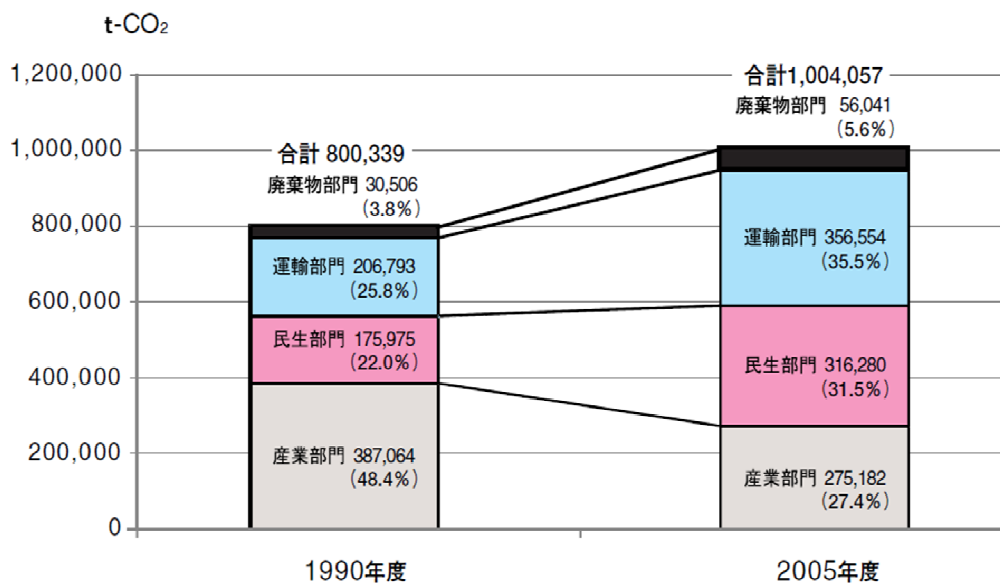


図 2-12-1 佐倉市から排出される二酸化炭素量

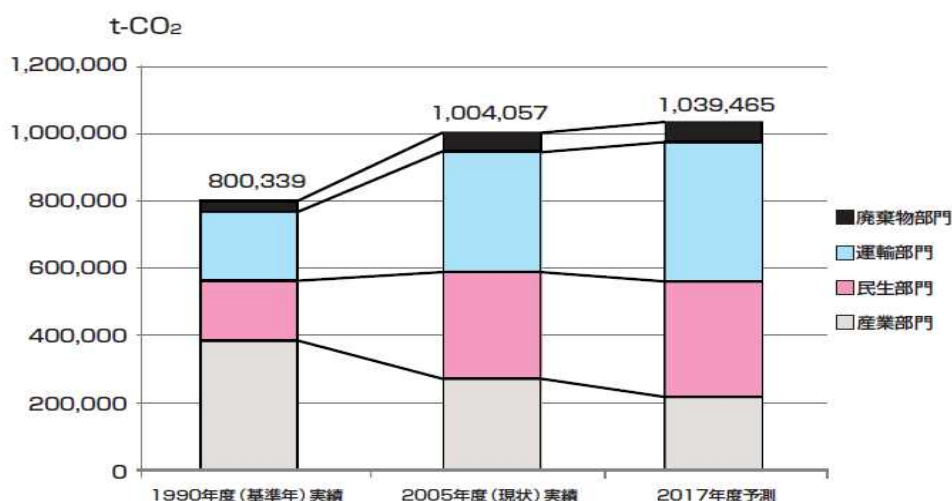


図 2-12-2 平成 29(2017)年度における佐倉市から排出される二酸化炭素量予測
 ※二酸化炭素排出量の削減対策を講じない場合。基準年(1990年度)は、京都議定書の規定による基準年

第 2 節 佐倉市地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況

「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」に基づく平成 27 年度の主な取り組み及び佐倉市における温室効果ガス排出量の推移は、次のとおりです。

1. エコライフ行動が認識実践されるまちづくり

(1) エコライフ推進員

地球温暖化の現状やその対策の重要性について市民の皆さんの理解を深め、環境に配慮した生活(エコライフ)を実践していただくため、平成 20 年度から「エコライフ推進員制度」を始めました。

地球温暖化問題に深い関心があり、エコライフ実践のための知識や技術を備え意欲を持って取り組めるかたをエコライフ推進員として委嘱し、街頭啓発や講演会等の活動により、エコライフや省エネを通じた地球温暖化防止の推進を行っています。

第四期・佐倉市エコライフ推進員 9 名が、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 2 年間について委嘱を受け、活動しました。

表 2-12-1 平成 27 年度エコライフ推進員活動状況

| 年月日 | 活動内容 |
|----------------|---|
| H27. 5. 21 | 佐倉市エコライフ講演会、ゴーヤ苗の配布(西志津ふれあいセンター) |
| H27. 6. 27 | 子ども向け環境学習「子どもと作るエコ短冊」(臼井老幼の館ホール) |
| H27. 10. 16 | 視察研修会(都立産業技術研究センター・東京都江東区) |
| H27. 10. 24 | 印旛沼浄化推進運動参加、印旛沼・流域環境体験フェア：エコライフ推進員活動パネル展示(佐倉ふるさと広場及び周辺) |
| H27. 11. 11~13 | 市民カレッジ文化祭：エコライフ推進員活動パネル展示(中央公民館) |
| H27. 11. 22 | 市民フェスタ：エコライフ推進員活動パネル展示(中央公民館) |
| H28. 1. 23~24 | 消費生活展：エコライフ推進員活動パネル展示、環境アンケート(レイクピアウスイ イオン臼井店) |

(2) 住宅用太陽光発電設備導入促進事業

地球温暖化の防止及び再生可能エネルギーの導入促進のため、平成 24 年度より住宅用太陽光発電設備導入促進事業を実施しています。

表 2-12-2 住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付実績

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|---------|--|----------|----------|----------|
| 交付件数 | 105 件 | 123 件 | 132 件 | 109 件 |
| 最大出力値合計 | 433kw | 517kw | 569kw | 495kw |
| 交付金額合計 | 6,855 千円 | 8,051 千円 | 8,757 千円 | 7,462 千円 |
| 補助対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住しているか、もしくは新たに居住しようとする市内の住宅に発電設備を設置しようとしているかた ・発電設備が設置されている市内の住宅(建売住宅)を購入し、自ら居住しようとするかた | | | |
| 補助額 | 最大出力 1kw あたり 2 万円、上限 7 万円。 | | | |

(3) 住宅用省エネルギー設備導入促進事業

家庭における省エネルギー化を実現するエコ住宅の普及拡大を図るため、平成 25 年度より住宅用省エネルギー設備導入促進事業を実施しています。

表 2-12-3 住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付実績

| 設備の種類 | 補助額 | 交付件数 | | |
|-------------------------|--|----------|----------|----------|
| | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
| 家庭用燃料電池システム (エネファーム) | 10 万円 | 6 件 | 20 件 | 13 件 |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム | 10 万円 | 3 件 | 10 件 | 15 件 |
| エネルギー管理システム (HEMS) | 1 万円 | 4 件 | 15 件 | 17 件 |
| 電気自動車等充給電設備 | 5 万円 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 太陽熱利用システム※ | 5 万円 | — | — | 0 件 |
| | | 交付金額 合計 | | |
| | | 940 千円 | 3,150 千円 | 2,970 千円 |
| 補助対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住しているか、もしくは新たに居住しようとする市内の住宅に省エネ設備を設置しようとしているかた ・省エネ設備が設置されている市内の住宅(建売住宅)を購入し、自ら居住しようとするかた | | | |

※太陽熱利用システムへの補助は、平成 27 年度から開始

3. 温室効果ガス排出量の推移

「平成 17（2005）年度の温室効果ガス排出量を超えないようにする」という目標については、二酸化炭素排出量は平成 17（2005）年度の 176 万 1 千トン-CO₂ に対し、平成 25（2013）年度は 141 万 8 千トン-CO₂ と 19.4%削減され、削減目標が達成されました。

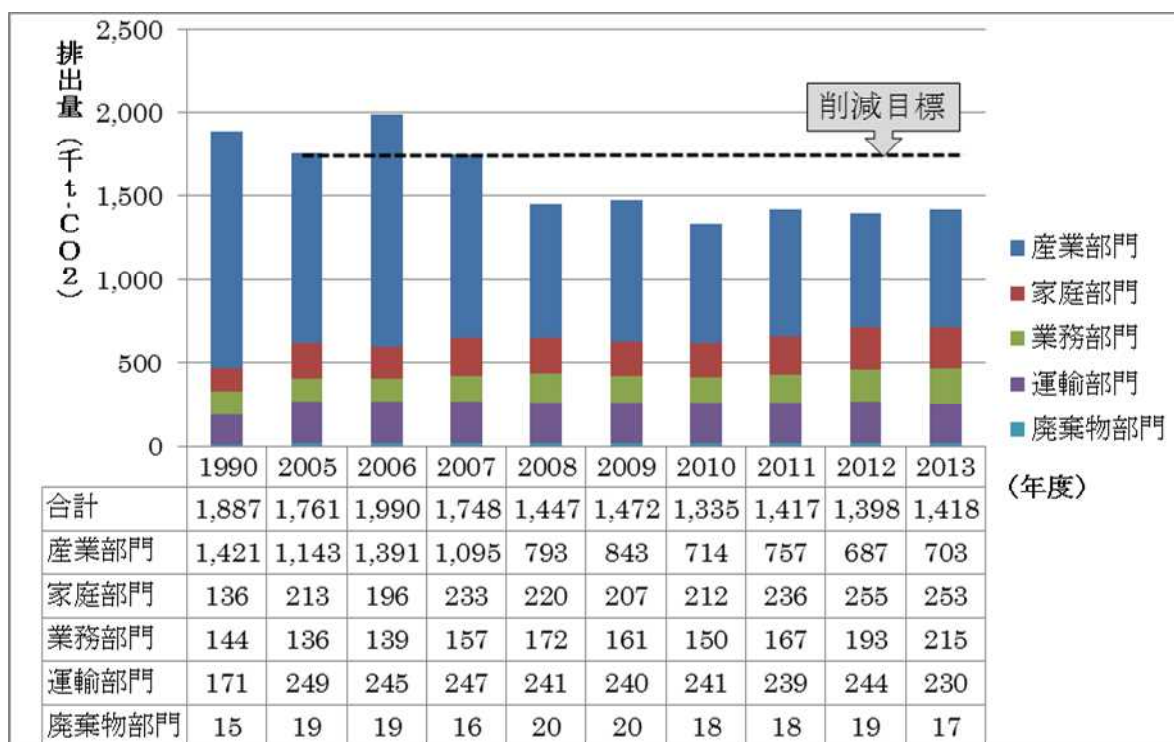


図 2-12-3 佐倉市から排出される二酸化炭素量推移

※環境省「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第 1 版）簡易版」を基に、基準年度等についても算出しました。なお、算出に使用する統計データの関係で、平成 25（2013）年度の数値が現時点で最新となります。

第 3 節 佐倉市地球温暖化対策地域推進計画の改定

（佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定）

1. 計画の改定（策定）について

平成 20（2008）年 3 月に策定した「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」について、中間目標年度における目標達成状況や、我が国における新たな温室効果ガスの削減目標等を踏まえ、平成 28（2016）年 3 月に「佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として改定しました。

この計画は、市域から排出される温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画です。

2. 計画期間

平成 28（2016）年度～平成 31（2019）年度

3. 計画の目標

政府の地球温暖化対策推進本部が決定した目標を勘案し、次のとおり二酸化炭素排出量の短期目標、中期目標、長期目標を定めました。

短期目標

平成 31 (2019) 年度 3.8%削減 (平成 24 (2012) 年度比)

中期目標

平成 42 (2030) 年度 26.0%削減 (平成 24 (2012) 年度比)
(41.2%削減 (平成 17 (2005) 年度比))

長期目標

平成 62 (2050) 年度 80.0%削減 (平成 17 (2005) 年度比)

4. 目標達成に向けた取組

市民、事業者、市が、それぞれの責任において、以下の取組を実行していきます。

1 再生可能エネルギーや効率的なエネルギーの利用を進めます。

- (1) 省エネルギー型・低炭素型の建築物、機器の普及
- (2) 再生可能エネルギーの利用促進
- (3) エコライフ・省エネルギーの推進

重点取組：啓発活動の実施

2 環境にやさしいまちづくりを進めます。

- (1) 交通環境の整備
- (2) 豊かな水と緑づくり
- (3) 都市基盤の整備・改善

重点取組：集約型都市の形成に向けた検討、街路灯の省電力化

3 循環型社会を形成します。

- (1) ごみの減量化の推進
- (2) ごみの再利用・再生利用・再資源化の推進

重点取組：ごみの発生・排出の抑制

4 地球温暖化による影響に備えます。

- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 気温変化への適応

重点取組：自主防災組織の活動推進

第4節 佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要

1. 計画策定の目的

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体が自らの事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減に取り組むための法定計画です。

2. 計画の対象期間及び基準年度

平成 24 (2012) 年度を基準年とし、平成 26 (2014) 年度から平成 29 (2017) 年度までの4年間を計画の対象期間としています。

3. 計画の対象範囲

市が行う事務事業

※指定管理者制度等により管理運営を行っている施設も対象

4. 二酸化炭素の削減目標

平成 24 (2012) 年度（基準年度）比で1%以上の削減を目指します。

(平成 21 (2009) 年度比で 8%以上削減)

この目標は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」により、佐倉市役所には特定事業者としてエネルギー消費原単位を年平均 1 %以上低減させる努力目標が課されていることを考慮しています。

5. 取組方針

①市有施設におけるエネルギー使用量の削減

照明、電気機器、冷暖房・空調機器等の適正使用を行います。

②公用車の利用における取組

環境に配慮した自動車の導入を進め、エコドライブの徹底にも努めます。

③市有施設の整備及び管理運営に係る取組

ESCO 事業導入、省エネ改修、再生可能エネルギー等の利活用などを進めます。

また、緑化の保全及び推進に努めます。

④職員の温室効果ガス排出量削減に向けた意識の向上

毎年度職場内の取組を確認するとともに、結果を周知し、職員の意識向上に努めます。

第 5 節 佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗状況

1. 取組方針に基づく取組の進捗状況

取組方針に掲げる項目ごとの平成 27 (2015) 年度における取組状況は、次のとおりです。

(1) 市有施設におけるエネルギー使用量の削減

基準年度（平成 24 年度）及び平成 26 年度と比較すると、全ての燃料及び電気の使用量が減少しました。

減少の大きな要因としては、本庁舎の改修工事により都市ガス、電気の使用量が減少したことが挙げられます。

(2) 公用車の利用における取組

公用車について、車両の更新は、主に購入方式から 5 年間のリース方式へ変更しており、平成 27 年度は、新たに 14 台のリース車両（軽自動車）を導入しました。

5 年毎に最新の環境基準に適合した車両を使用することができ、また車種も主に軽自動車に切り替えたことから、ガソリン車の燃費が基準年度（平成 24 年度）の 9.97km/L から 11.85 k m/L へと向上しました。

(3) 市有施設の整備及び管理運営に係る取組

平成 26 年度から平成 27 年度にかけて本庁舎等の耐震補強改修工事を行うとともに、空調や照明等の設備機器を高効率なものに改修する工事を行いました。また、一部の施設では「緑のカーテン」を育成し、夏場の冷房の使用を抑制しました。

なお、平成 27 年 11 月には「志津市民プラザ」がオープンしました。この施設には、太陽光発電設備や蓄電池、地中熱利用の空調機器の再生可能エネルギー・省エネルギー設備が設置されています。

(4) 職員の温室効果ガス排出量削減に向けた意識の向上

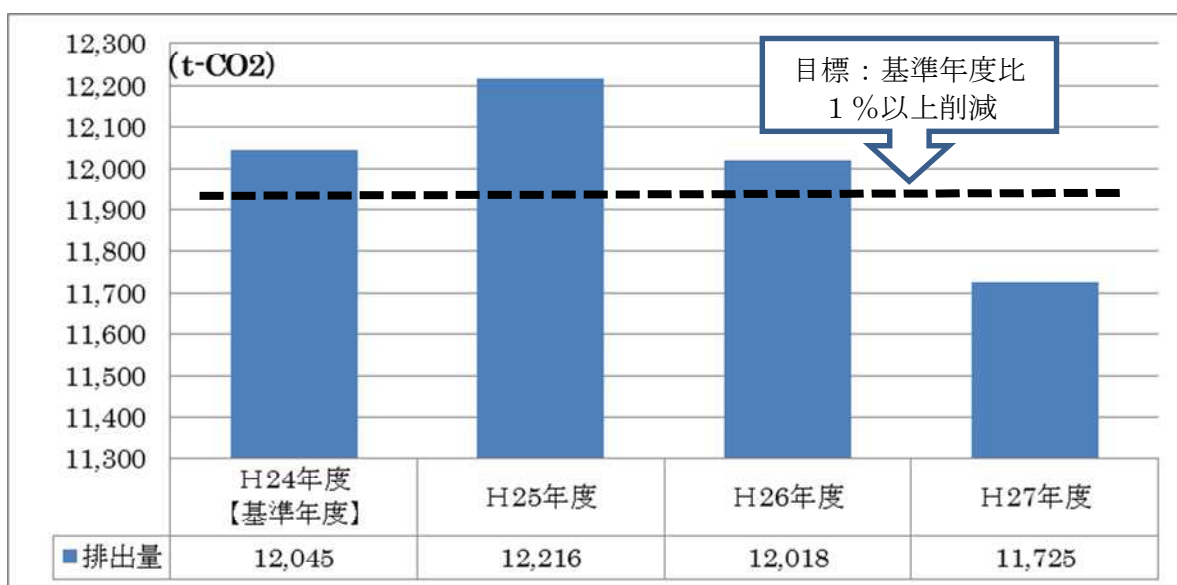
「省エネルギーの推進」「省資源の推進」「グリーン購入の推進」「公用車の適正使用

の推進」の4つの取組分野について、個人アンケート（指定管理者制度導入施設や小中学校、幼稚園は施設単位で回答）により計35項目の点検を行いました。

回答方式の変更により、より正確に取組状況を把握できた結果、「いつも実施している（8割以上実施）」が半数に満たない項目が多々見られ、最も実施割合が低い「あまり実施していない（実施が5割未満）」が一定数を占めている項目も少なくないことがわかりました。引き続き取組の徹底を図る必要があります。

2 温室効果ガス排出量の削減状況

各取組により、平成27年度に市の事務事業により排出された二酸化炭素の排出量は、基準年度（平成24年度）比1%以上削減という目標に対し、2.7%（320トン-CO₂）削減されました。



※平成26年度の排出量は、再計算による修正値。

図2-12-4 市の事務事業により排出された二酸化炭素量排出量